

# 人材開発政策の法制措置のあじどり

中等教育  
を中心に

佐々木 享



■表・人材開発政策の法的措置

五六、六、二 公選歴止をきめた新教育委員会法、監官導入のもとに成立	五六、七、八、七、一 労働福祉事業団発足	五八、七八、一 職業訓練法施行	八、二八 小中学校における「道徳」の時間特設と教育課程改定を始めた学校教育法施行規則の一部改正	一〇、一 小中学校学習指導要領改定公布	五九、七 「技能検定の実施等について」労働省通達	六〇、一〇、一五 高校学習指導要領の改定公布	一〇、二五 経済審議会、中等教育の多様化を明文化した教育訓練小委員会報告」を提出	一二 経済審議会、「国民所得倍増計画」を答申	六一、一、八、四 第四回国会で池田首相、「国づくり、人づくり」を強調	一〇、一七 経済審議会の「人的能力部会を設置する法案成立
六、八 工学部卒業生は教職課程の単位を取得しなくても高校「工業」の免許状が得られる教職員免許法の一部改正成立	六、七 中級技術者養成を直接の目的とする五年制の高等専門学校法成立	一〇、一二 全国一斉学力テスト実施	一〇、三一 通信制高校の独立と広域通信教育施設と高校教育の連携を認めた学校教育法の一部改正成立	一〇、一六 日米文化合同委員会開催	六〇、一、八、四 第四回国会で池田首相、「国づくり、人づくり」を強調	一〇、一七 経済審議会の「人的能力部会を設置する法案成立	六、七 労働力の再分配と技能労働力の養成を目的とした雇用促進事業団法成立	六、七 労働力の再分配と技能労働力の養成を目的とした雇用促進事業団法成立	六、七 労働力の再分配と技能労働力の養成を目的とした雇用促進事業団法成立	六、七 労働力の再分配と技能労働力の養成を目的とした雇用促進事業団法成立
田首相の「国づくり」「人づくり」発言以来「人づくりの政策」などともいわれたが、いわ方は違つてもことの本質において變るはずもない。ここではここ数年来政府のとつてきた人材開発に関する法制措置を検討してみたい。										

まず、中等教育にかかわる人材開発政策の指標となる法的措置（法律・政令等）を表にまとめてみた。しかし、法制措置なるものはその条文にたち入つてみたところでは、がんらい官僚およびその道の専門家以外にはわかりにくくできており、そのための意味は、措置がとられるに至った背景や実施されて以降の歴史的な経過のなかにあらわれてくる。

この表では、問題を政府の施策に限つたので、日経連・経団連等々の資本家団体の「意見」「要望」等は割愛した。

## 中等教育の多様化と差別の強化

まず、中学校、高等学校の年令に相当する教育を中等教育としてまとめて考えると、中等教育の多様化つまり中等教育に多様なレールを敷く傾向が目立つ。中等教育に多様なレールを敷くということは、青年たちに、主として生活水準等々によって異った各種の差別された教育を与えるという意味であることは、行論のうちに明らかになるだろう。

差別の最初の措置は、五八年一〇月の中学校学習指導要領の改訂である。從来、文部省の「案」に過ぎなかった学習指導要領はこのとき以来官報告示の国家基準となり、これによって、中学校は第3学年において就職しようとする者と進学しようとする者はコースがわけられる（英語・数学などの教科の内容と量がちがう）ことになった。

このような公然たる差別が義務教育に持ち込まれる布石となつたのは、公選廃止を規定した五六年の新教育委員会法（正式な法律の名称ではない、法律通達等については以下同様）や、五七年以降全国的に強行された勤務評定であった。

なおまた、この中学校学習指導要領の改訂によって、中学生は「技術・家庭科」という必須教科において男子と女子

が明確に差別されるに至つたことは特筆に値しよう。

五九年四月には、中学校3年間と工業高校3年間の教育を結びつけた東京都立世田谷工業高校附属中学校が発足した。

これは、五六一一月に日経連が発表し

た「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」の中に「効率的な初等教育を行うため、中学校と結びつけて6年制」とある部分を受けとめたものである。この学校は、現在、必須の「技術・家庭」科などにおいて、文部省のきめた学習指導要領の内容とはかなりちがつた一貫教育を行つてることも特筆されてよい。

六〇年一〇月にはさらに、高等学校学習指導要領が改訂された。今回の改訂によつて、国語・英語・数学・理科・社会などの教科はすべて就職者向き（A）と進学者向き（B）に分けられ、普通高校には進学コースと就職コースがおかれることが成了した。また職業課程は、就職向きの（B）教科を履修することは勿論のこと、従来の機械課程・電気課程などは、見合つた技術者を養成する学校をつくる一つである。工業高校と大学卒の中間程度の技術者つまり企業内の職階秩序に見合つた技術者を養成する学校をつくれ、という要望は数年前から日経連・経団連等々から専科大学法案として繰り返し出させていたが、それが中学卒業後5年間の一貫教育を行う5年制の高等専門学校（工業のみ）として実現したのである。六二年以降全国各地に設けられた高校相当の年令の青年を教育する専門学校は、高校相当の年令の青年を教育する専門学校でもとらずにつみ込み教育を実施しつつあることは既に知られて

いる。

六一年一〇月に成立した学校教育法の一部改正案には二つの内容が含まれてい

る。一つは通信制高校の独立を認めたら

と（従来は全日制高校に附設されていた）と都道府県にまたがるいわゆる広域通信制

高校を認めたことである。これは、通信

科目はすべてB科目（つまり進学コースの科目）によって出題するように、と指

導しているのである。かくて、高校教育における進学・就職の差別は大学入試に至るまで貫徹されるわけである。

年表に明らかなように、あの全国的な安保反対闘争がたたかわれた時期のいわばどさくさに、人材開発政策にかかる

いくつかの法律が国会を通過している。

六一年六月に成立した高等専門学校法も

その一つである。工業高校と大学卒の中

間程度の技術者つまり企業内の職階秩序

による青年の束縛と時間外学習の強制

はできない。六六年以降の大学入試の教

科科目はすべてB科目（つまり進学コースの科目）によって出題するように、と指

導しているのである。かくて、高校教育

における進学・就職の差別は大学入試に

至るまで貫徹されるわけである。

年表に明らかなように、あの全国的な

安保反対闘争がたたかわれた時期のいわ

ばどさくさに、人材開発政策にかかる

いくつかの法律が国会を通過している。

六一年六月に成立した高等専門学校法も

その一つである。工業高校と大学卒の中

間程度の技術者つまり企業内の職階秩序

による青年の束縛と時間外学習の強制

はできない。六六年以降の大学入試の教

科科目はすべてB科目（つまり進学コースの科目）によって出題するように、と指

導しているのである。かくて、高校教育

における進学・就職の差別は大学入試に

至るまで貫徹されるわけである。

年表に明らかなように、あの全国的な

安保反対闘争がたたかわれた時期のいわ

ばどさくさに、人材開発政策にかかる

いくつかの法律が国会を通過している。

六一年六月に成立した高等専門学校法も

その一つである。工業高校と大学卒の中

間程度の技術者つまり企業内の職階秩序

による青年の束縛と時間外学習の強制

はできない。六六年以降の大学入試の教

科科目はすべてB科目（つまり進学コースの科目）によって出題するように、と指

導しているのである。かくて、高校教育

における進学・就職の差別は大学入試に

至るまで貫徹されるわけである。

年表に明らかなように、あの全国的な

安保反対闘争がたたかわれた時期のいわ

ばどさくさに、人材開発政策にかかる

いくつかの法律が国会を通過している。

六一年六月に成立した高等専門学校法も

その一つである。工業高校と大学卒の中

間程度の技術者つまり企業内の職階秩序

による青年の束縛と時間外学習の強制

はできない。六六年以降の大学入試の教

科科目はすべてB科目（つまり進学コースの科目）によって出題するように、と指

導しているのである。かくて、高校教育

における進学・就職の差別は大学入試に

至るまで貫徹されるわけである。

年表に明らかなように、あの全国的な

安保反対闘争がたたかわれた時期のいわ

ばどさくさに、人材開発政策にかかる

いくつかの法律が国会を通過している。

六一年六月に成立した高等専門学校法も

その一つである。工業高校と大学卒の中

間程度の技術者つまり企業内の職階秩序

による青年の束縛と時間外学習の強制

はできない。六六年以降の大学入試の教

科科目はすべてB科目（つまり進学コースの科目）によって出題するように、と指

導しているのである。かくて、高校教育

における進学・就職の差別は大学入試に

至るまで貫徹されるわけである。

年表に明らかなように、あの全国的な

安保反対闘争がたたかわれた時期のいわ

ばどさくさに、人材開発政策にかかる

コースに分けると伝えられている。

右のことに関連して六二年一〇月に大

学学術局長から「大学入学者選抜方法の

うち学力検査実施教科・科目について」

といふ通達が出ていることを見逃すこと

はできない。六六年以降の大学入試の教

科科目はすべてB科目（つまり進学コースの科目）によって出題するように、と指

導しているのである。かくて、高校教育

における進学・就職の差別は大学入試に

至るまで貫徹されるわけである。

年表に明らかなように、あの全国的な

安保反対闘争がたたかわれた時期のいわ

ばどさくさに、人材開発政策にかかる

コースに分けると伝えられている。

右のことに関連して六二年一〇月に大

学学術局長から「大学入学者選抜方法の

うち学力検査実施教科・科目について」

といふ通達が出ていることを見逃すこと

はできない。六六年以降の大学入試の教

科科目はすべてB科目（つまり進学コースの科目）によって出題するように、と指

導しているのである。かくて、高校教育

における進学・就職の差別は大学入試に

至るまで貫徹されるわけである。

年表に明らかなように、あの全国的な

安保反対闘争がたたかわれた時期のいわ

ばどさくさに、人材開発政策にかかる

コースに分けると伝えられている。

右のことに関連して六二年一〇月に大

学学術局長から「大学入学者選抜方法の

うち学力検査実施教科・科目について」

といふ通達が出ていることを見逃すこと

はできない。六六年以降の大学入試の教

科科目はすべてB科目（つまり進学コースの科目）によって出題するように、と指

導しているのである。かくて、高校教育

における進学・就職の差別は大学入試に

至るまで貫徹されるわけである。

年表に明らかなように、あの全国的な

安保反対闘争がたたかわれた時期のいわ

ばどさくさに、人材開発政策にかかる

コースに分けると伝えられている。

右のことに関連して六二年一〇月に大

学学術局長から「大学入学者選抜方法の

うち学力検査実施教科・科目について」

といふ通達が出ていることを見逃すこと

はできない。六六年以降の大学入試の教

科科目はすべてB科目（つまり進学コースの科目）によって出題するように、と指

導しているのである。かくて、高校教育

における進学・就職の差別は大学入試に

至るまで貫徹されるわけである。

年表に明らかなように、あの全国的な

安保反対闘争がたたかわれた時期のいわ

ばどさくさに、人材開発政策にかかる

コースに分けると伝えられている。

右のことに関連して六二年一〇月に大

学学術局長から「大学入学者選抜方法の

うち学力検査実施教科・科目について」

といふ通達が出ていることを見逃すこと

はできない。六六年以降の大学入試の教

科科目はすべてB科目（つまり進学コースの科目）によって出題するように、と指

導しているのである。かくて、高校教育

における進学・就職の差別は大学入試に

至るまで貫徹されるわけである。

年表に明らかなように、あの全国的な

安保反対闘争がたたかわれた時期のいわ

ばどさくさに、人材開発政策にかかる

コースに分けると伝えられている。

右のことに関連して六二年一〇月に大

学学術局長から「大学入学者選抜方法の

うち学力検査実施教科・科目について」

といふ通達が出ていることを見逃すこと

はできない。六六年以降の大学入試の教

科科目はすべてB科目（つまり進学コースの科目）によって出題するように、と指

導しているのである。かくて、高校教育

における進学・就職の差別は大学入試に

至るまで貫徹されるわけである。

年表に明らかなように、あの全国的な

安保反対闘争がたたかわれた時期のいわ

ばどさくさに、人材開発政策にかかる

コースに分けると伝えられている。

右のことに関連して六二年一〇月に大

学学術局長から「大学入学者選抜方法の

うち学力検査実施教科・科目について」

といふ通達が出ていることを見逃すこと

はできない。六六年以降の大学入試の教

科科目はすべてB科目（つまり進学コースの科目）によって出題するように、と指

導しているのである。かくて、高校教育

における進学・就職の差別は大学入試に

至るまで貫徹されるわけである。

年表に明らかなように、あの全国的な

安保反対闘争がたたかわれた時期のいわ

ばどさくさに、人材開発政策にかかる

コースに分けると伝えられている。

右のことに関連して六二年一〇月に大

学学術局長から「大学入学者選抜方法の

うち学力検査実施教科・科目について」

といふ通達が出ていることを見逃すこと

はできない。六六年以降の大学入試の教

科科目はすべてB科目（つまり進学コースの科目）によって出題するように、と指

導しているのである。かくて、高校教育

における進学・就職の差別は大学入試に

至るまで貫徹されるわけである。

年表に明らかなように、あの全国的な

安保反対闘争がたたかわれた時期のいわ

ばどさくさに、人材開発政策にかかる

コースに分けると伝えられている。

右のことに関連して六二年一〇月に大

学学術局長から「大学入学者選抜方法の

うち学力検査実施教科・科目について」

といふ通達が出ていることを見逃すこと

はできない。六六年以降の大学入試の教

科科目はすべてB科目（つまり進学コースの科目）によって出題するように、と指

導しているのである。かくて、高校教育

における進学・就職の差別は大学入試に

至るまで貫徹されるわけである。

年表に明らかなように、あの全国的な

安保反対闘争がたたかわれた時期のいわ

ばどさくさに、人材開発政策にかかる

コースに分けると伝えられている。

右のことに関連して六二年一〇月に大

学学術局長から「大学入学者選抜方法の

うち学力検査実施教科・科目について」

といふ通達が出ていることを見逃すこと

はできない。六六年以降の大学入試の教

科科目はすべてB科目（つまり進学コースの科目）によって出題するように、と指

導しているのである。かくて、高校教育

における進学・就職の差別は大学入試に

至るまで貫徹されるわけである。

年表に明らかなように、あの全国的な

安保反対闘争がたたかわれた時期のいわ

ばどさくさに、人材開発政策にかかる

コースに分けると伝えられている。

右のことに関連して六二年一〇月に大

学学術局長から「大学入学者選抜方法の

うち学力検査実施教科・科目について」

といふ通達が出ていることを見逃すこと

は

発政策は、六〇年一〇月の科学技術会議の「十年後を目標とする科学技術振興方策」、同年一二月の経済審議会の「国民所得倍増計画」によつて総括されるが、中等教育における多様化と差別といふ点については、同年一月に出された経済審議会「教育訓練小委員会報告」の中につぎのような注目すべき規定となつて表現された。

すなわち「今日、高校教育は国民の常識となりつゝあるが、後期中等教育を学校教育に限定することは適当ではない。

高等学校（定期制および通信制を含む）の外、各種形態の職業訓練、各種学校、通信教育等の組織的訓練も、その期間の長短をとわず、本来後期中等教育の一環とみなすべきである」というのである。これは、政府・独占資本が後期中等教育段階のあらゆる種類の教育訓練組織を助成し、拡大し、固定化しようとはかつてることを意味しているし、他方では全国的に拡がりつゝあった高校全員入学運動に水をかける役割を果していることも明らかである。

高校全員入学運動については、この運動の拡がりと高まりを恐れた政府は、文部省初等中等教育局の名において、六二年四月に「高等学校生徒急増対策と高校全入運動の可否」と題する見解を公表

し、かつこのパンフレットを地教委・P.T.A.に至るまで配布して運動の压制をはかっている。（このパンフレットについてすでに本誌昨年七月号で小川利夫氏が検討されている。）

全国一斉学力テストが、学習指導要領にもられた軍国主義的な内容を強制しようとすること、およびこのテストが人材開発テストの意図をもつことについては論議が重ねられている。一方、昨年文部省に設けられた高等学校教育研究協議会は、六二年一月に「高校入学者選抜制度について」答申を行い、現在の学校教育法施行規則第59条が「入学者が、入学定員を超過した場合には、入学者の選抜を行うことができる」と規定して、希望者全員入学の立てまえをとっていることに対しても、「高等学校への入学者の選抜は……高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定するために行うべきで高校の『教育課程を履修できる見込のない者までも入学させることは適当でない』としているので、今後の高校全入運動の前には、一そろ強い圧力（具体的には前述の規則の改訂）がかけられことが予想される。

### 技能労働力の拡充策

「技術革新」が叫ばれるようになつてか

ら、資本家とそのイデオローグが機会あるごとに技能労働力の不足を強調していることは周知のことである。労働省が本誌昨年七月号で小川利夫氏が検討されている。

六二年二月に行つた「技能労働力需給状況」調査によれば、平均して現存技能工数の五分の一もの技能労働者が不足している。とりわけ、平均して現存技能工数の五分の一もの技能労働者が不足している。

（二）修理工業（二八・〇）などにお

ける不足が著しい。

戦後の技能労働力育成の最初の法制措

置は、五七年七月の労働福祉事業団とい

う特殊法人の発足に求められる。（それ以

来、四七年に制定された労働基準法による

技能者養成制度と同じ四七年に制定された職

業安定法による職業補導制度が、それぞれ労

働保護的見地と失業対策的見地から技能者養

成を行つてたが、積極的育成策とはい

い。）労働福祉事業団は、失業・保険・施設と

して総合職業訓練所を設置し、雇用労働

者および求職者に対して専門的技能訓練

を行はなか、職業訓練指導員の訓練を行

うようになつたのである。（労働福祉事業団は上記のほか、労災病院等の労災保険および失業保険の福祉施設の設置・運営に当るものであった。）

しかし、日経連などから技能労働力の

積極的・総合的育成策を求められた政府

は、五七年八月に臨時職業訓練制度審議

会を設置して検討をはじめ、この結果早

くも五八年七月には職業訓練法を施行するに至った。職業訓練法は、従来各種の行政を一本化したもので、企業が単独または共同で実施する事業内職業訓練を、労働省の認定と補助金交付によって実施を規定したものである。

職業訓練法の制定は、政府・独占資

本にわが国はじめての国家技能検定の

新たにわが国はじめての国家技能検定の

実施を規定したものである。

職業訓練法の制定は、政府・独占資

本の規制のもとにおきかつこれを積極

的に奨励するほかに、旧職業補導から移

行した公共職業訓練をも規制し、さらには

新たにわが国はじめての国家技能検定の

実施を規定したものである。

職業訓練法の制定は、政府・独占資

本の規制のもとにおきかつこれを積極

的に奨励するほかに、旧職業補導から移

行した公共職業訓練をも規制し、さらには

新たにわが国はじめての国家技能検定の

実施を規定したものである。

能オリンピックの成果に気をよくして今年に入つて政府・独占資本家が一体となつて国際技能オリンピック日本委員会を結成したことにも示されている。技能労働力の格付・区分をめざす国家技能検定が、日経連などの唱導する職階職務給導入の布石となつてゐることは多言を費すこともなく明らかである。

高度成長経済を旗じるしとする池田内閣の強行する合理化政策、農業の体質改善策は、いたるところで破綻をはじめた。そこで、炭鉱離職者をはじめ「農業基本法」や貿易為替の自由化・企業合理化によつて工・農業から生み出される大量の失業者の困滑な「平和裡の」転職をはかるため、池田内閣は六一年七月に雇用促進事業団を発足させている。雇用促進事業団のおもな業務は、これまで総合職業訓練所および中央職業訓練所(職業訓練指導員養成を目的)とし六二四年四月に第一期生募集をひきついだことのほか、職業訓練所の設置・運営・移転就職者や訓練生にたいする広域職業紹介、宿泊施設の提供等である。訓練の実態についてとは、既に各地で、企業の下請養成機関になつたりサービス機関になる傾向が報告されている。都道府県つまり地方自治体の実施する公共職業訓練については、職業訓練法以外には特別な法制措置は見当

らない。労働省の立案する「職業訓練長期計画」(『職業訓練』六〇年六月号所収)も机上プランの域を出ず、実際には各地とも教導(指導員のこと)の不足・施設設備の貧困に悩んでいる。

また、国鉄・電々公社等の公企業、各企業の事業的訓練等の最近の動きは極めて活発であるが、法制措置といえる面は少ないので割愛する。

### 道德・愛国心の育成策

道德・愛国心の名において、教育における民主主義的傾向を抑圧しようとする傾向は既に早くから知られてくる。五二年八月には当時の岡野文相が「修身」の復活を示唆し、同年一〇月には、吉田首相が国会で再軍備のための歴史・地理ならびに國体・民族の優秀性を教えることを強調している。

五三年一〇月には、MSA協定の受入訓練指導員養成を目的として六二四年四月に第一期生募集をひきついだことのほか、職業訓練所の設置・運営・移転就職者や訓練生にたいする広域職業紹介、宿泊施設の提供等である。訓練の実態についてとは、既に各地で、企業の下請養成機関になつたりサービス機関になる傾向が報告されている。都道府県つまり地方自治体の実施する公共職業訓練については、職業訓練法以外には特別な法制措置は見当

られない。労働省の立案する「職業訓練長期計画」(『職業訓練』六〇年六月号所収)

によって高校の社会科には「倫理」という科目がおかることになった。

政府・資本家が「人づくり」に関連してくり返し道徳心・愛国心を強調していることについては多言を要しないが、五九年六月に、小中学校における特設「道徳」のあとをうけて、労働省から「職業訓練所における生活指導の実施について」という通達が出され、公共職業訓練における道徳教育の強化が指示されていることは特記しておく必要がある。

さうごとに、政府・独占資本は「人づくり」には教育者がだいじだといいながら、3年間で工業高校の工業科教員を養成しようとしていること(六一年五月に成立した国立工業教員養成所法案や、工学部を出たものには教職科を履修しなくとも教員免許状を与えること(六一年六月の免許法の一部改正))という場当たり政策をとっていること、六二年一〇月に政策をとっていること、六二年一〇月にまとまつた人的能力部会報告が「從来日本とまつた人の能力部会報告が「從来日本において、労働力が経済成長の阻害要因となることはほとんどなかつた。

このようないかに、学校全体の保健活動には、全学級、教科の教師と、これに専門的な資料提供と助言指導をする養護教諭が、参加して、しっかりと健全な内容が構成されていく。

このような教師集団による計画の構成にもとづいて、保健教育と管理活動が有機的に展開されていくのである。つまり、学校全体の保健管理活動を専門的に明確にし、養護教諭のやるべき専門的な役割と、校医との連絡、保健主事の機能等の位置づけ、学級、学年の教科学習、生活指導と関連させ、教科教師の担当べき保健管理のしごと、保健教育への連関、(保健指導として養護教諭のやるべき管理活動と教師のやるべき教育指導との連関)をしっかりとおさえ、これらが有機的に結合して学校全体の保健活動としていくのである。

### (参考照)

- 小倉学「学校経営と子どもの身体」現代教育学一四卷「保健教育の問題」
- 持田栄一「学校保健論」学校保健研究(二号)
- 保健教科学習と生活指導(一九六一・五)
- 第一、二回養護研究誌(日教組、養護職員部刊)

年一〇月の高等学校学習指導要領の改訂

(技術教育研究会・都立化学工業高校)